貼り忘れ・消印忘れの過怠税（文書1通、その印紙だけのとき）

本来の印紙税額	税務署に見つかったとき（3倍）	自分から申し出たとき（1.1倍）	消印を忘れたとき（額面と同じ額）
200円	1,000円	220円	1,000円
400円	1,200円	440円	1,000円
600円	1,800円	660円	1,000円
1,000円	3,000円	1,100円	1,000円
2,000円	6,000円	2,200円	2,000円
4,000円	12,000円	4,400円	4,000円
6,000円	18,000円	6,600円	6,000円
10,000円	30,000円	11,000円	10,000円

3倍と消印忘れの過怠税は、合計が1,000円に満たないときは1,000円です（印紙税法20条4項（過怠税の合計額が千円に満たないときは千円。1.1倍の過怠税だけのときは除く、同条5項））。過怠税は、法人税の損金にも所得税の必要経費にもなりません。

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/inshi/7131.htm（https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/inshi/7131.htm、2026年11月11日確認）
印紙税法20条4項（過怠税の合計額が千円に満たないときは千円。1.1倍の過怠税だけのときは除く、同条5項）（https://laws.e-gov.go.jp/law/342AC0000000023、2026年11月7日確認）
「印紙税額の一覧表」（国税庁）（https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/inshi/7140.htm）を加工して作成（令和8年4月1日現在法令等）